

重要事項説明書 (医療保険)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

【1、 訪問看護サービスを提供する事業者について】

事業者名称	合同会社希乃実 希乃実訪問看護ステーション
代表者氏名	代表社員 中庭 真帆
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒666-0026 兵庫県川西市南花屋敷 2 丁目 3-2-101 ハナヤシキビル 2 電話番号:090-7799-2187
法人設立年月日	令和7年 11 月 4 日

【2、 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について】

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	合同会社希乃実 希乃実訪問看護ステーション
ステーションコード番号	3190472
事業所所在地	兵庫県川西市南花屋敷 2 丁目 3-2-101 ハナヤシキビル 2
連絡先 相談担当者名	電話:090-7799-2187 ファックス番号: 相談担当者:(管理者)中庭 真帆
事業所の通常の 事業の実施地域	川西市・池田市・宝塚市・尼崎市・伊丹市・豊中市(その他地域も相談可)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	希乃実訪問看護ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、主治医の指示に基づき、利用者の立場に立った適切な訪問看護サービスの提供を確保することを目的とする。
運営の方針	① 訪問看護サービスの提供にあたっては、医師の指示および利用者の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活が営むことが出来るよう、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。 ② 関係市区町村、その他保険医療サービス機関又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(3)営業時間

営業日	月曜～金曜日 ただし祝日、12月30日～1月3日までは休業となります。
営業時間	月曜日～金曜日の、午前9時～午後17時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜～金曜日 ただし祝日、12月30日～1月3日までは休業となります。
サービス提供時間	月曜日～金曜日の、午前9時～午後17時

(5) 事業所の職員体制

管理者	管理者 中庭 真帆(看護師)
-----	----------------

職種	人員数
看護職員	5名

【3 提供するサービスの内容及び費用について】

(1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示に基づく医療処置

・このサービスの提供にあたっては、利用者が可能な限りその自宅等において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

・サービスの提供は、懇切丁寧に行い、安全を旨にすすめます。もしわからないことがあれば、いつでも担当職員にご遠慮無く質問してください。

・利用者様の心身の状態の改善、若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。

(2) サービス提供の記録

- ・事業者は、サービス提供記録を付けることとし、サービス提供日から2年間保管します。
- ・利用者は、事業者に対して、保管されるサービス提供記録の閲覧及びコピーを請求することが出来ます。※ただし、コピー代に際しては、実費相当額を請求させていただきます。

(3) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の、金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの、金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

(4) 利用者が事業者を支払う所定の利用料等について

- ・利用料として、法で定める診療報酬告示上の額の支払いを、利用者から受けるものとします。
- ・利用者は、訪問看護ステーションに規定料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

保険の種類	療養費の負担割合
後期高齢者医療証 高齢受給者証	1割又は3割
国民健康保険 全国健康保険協会 組合管掌健康保険 など	各種負担割合による
基本サービス費および加算料金	下記表参照

※理学療法士あるいは作業療法士が訪問した場合も含みます。

※准看護師が訪問した場合は、療養費が異なる場合があります。

※特別管理加算とは、以下の場合です。

- 在宅悪性腫瘍患者指導管理
- 在宅気管切開患者指導管理
- 気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態

※ご利用者様の状況に応じ、

特別管理加算・24時間対応体制加算・長時間訪問看護加算・退院時共同指導加算・特別管理指導加算・退院支援指導加算・在宅患者連携指導加算・在宅患者緊急時等カンファレンス加算・訪問看護情報提供療養費・ターミナルケア療養費が追加されます。

※早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)の訪問においては、記載の料金に加えて25%増し、深夜(午後10時～午前6時)の訪問においては、50%増しとさせていただきます。

※サービス時間は、訪問看護計画書によって実施致します。

訪問看護療養費(精神科以外)			料金	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費Ⅰ	週3日まで	看護師等※1	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		准看護師	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週4日以降	看護師等※1	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		准看護師	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		理学療法士等※2	5,550円	555円	1,110円	1,665円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合			12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者 で同一日に 2人訪問)	週3日まで	看護師等※1	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		准看護師	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週4日以降	看護師等※1	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		准看護師	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		理学療法士等※2	5,550円	555円	1,110円	1,665円
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者 で同一日に 3人以上訪問)	週3日まで	看護師等※1	2,780円	278円	556円	834円
		准看護師	2,530円	253円	506円	759円
	週4日以降	看護師等※1	3,280円	328円	656円	984円
		准看護師	3,030円	303円	606円	909円
		理学療法士等※2	2,780円	278円	556円	834円
基本療養費Ⅲ (ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に 外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、 訪問看護を行った場合に算定する料金。)			8,500円	850円	1,700円	2,550円

※1 保健師,助産師又は看護師

※2 理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士

精神科訪問看護療養費			料金	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費 Ⅰ(週3日まで)	30分 以上	看護師等※3	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		准看護師	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	30分 未満	看護師等※3	4,250円	425円	850円	1,275円
		准看護師	3,870円	387円	774円	1,161円
精神科訪問看護基本療養費 Ⅰ(週4日以降)	30分 以上	看護師等※3	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		准看護師	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	30分 未満	看護師等※3	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		准看護師	4,720円	472円	944円	1,416円
精神科訪問看護基本療養費 Ⅲ (同一建物居住者で同一日に 2人訪問、週3日まで)	30分 以上	看護師等※3	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		准看護師	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	30分 未満	看護師等※3	4,250円	425円	850円	1,275円
		准看護師	3,870円	387円	774円	1,161円
精神科訪問看護基本療養費 Ⅲ (同一建物居住者で同一日に 2人訪問、週4日以降)	30分 以上	看護師等※3	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		准看護師	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	30分 未満	看護師等※3	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		准看護師	4,720円	472円	944円	1,416円
精神科訪問看護基本療養費 Ⅲ (同一建物居住者で同一日に 3人以上訪問、週3日まで)	30分 以上	看護師等※3	2,780円	278円	556円	834円
		准看護師	2,530円	253円	506円	759円
	30分 未満	看護師等※3	2,130円	213円	426円	639円
		准看護師	1,940円	194円	388円	582円
精神科訪問看護基本療養費 Ⅲ (同一建物居住者で同一日に 3人以上訪問、週4日以降)	30分 以上	看護師等※3	3,280円	328円	656円	984円
		准看護師	3,030円	303円	606円	909円
	30分 未満	看護師等※3	2,550円	255円	510円	765円
		准看護師	2,360円	236円	472円	708円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に 外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を 受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、 訪問看護を行った場合に算定する料金。)			8,500円	850円	1,700円	2,550円

※3 保健師,看護師又は作業療法士

【4, その他の費用について】

- ① 交通費の有無:通常の事業実施地域(川西市・池田市・宝塚市・尼崎市・伊丹市・豊中市)以外の地域は、片道5km毎に100円
- ② キャンセル料:キャンセル料はいただきません。

※保険給付の請求の為の証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、交付致しますので、お申し出下さい。

【5, 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について】

① 利用料、その他の費用の請求	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用料、その他の費用の額は、利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ② 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者宛にお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。
② 利用料、その他の費用の支払い	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>請求月の25日までにお支払い下さい。</u> (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い ② お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から60日以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、サービス提供の契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

【6, 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について】

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	<ul style="list-style-type: none"> ア 相談担当者氏名 中庭 真帆 イ 連絡先電話番号 (090)-7799-2187 同ファックス番号 ウ 受付日及び受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
---	--

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

【7, サービスの提供にあたって】

- ・主治の医師の指示、並びに、利用者の心身の状況、また、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。尚、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- ・サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。尚、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- ・看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

【8 契約解除について】

次にあげる事由が発生した場合は、事業者はこの契約を解除出来るものとします。

利用者又はその身元引受人ないしそのご家族、その他関係者(以下、「利用者やその家族等」という。)による、以下のようなハラスメント行為が確認され、その行為を辞めるよう注意しても、聞き入れることなく同様の行為を続け、事業所の運営に支障を来し、職員に精神的苦痛を与え、就業環境が害された場合、事業者はこの契約を解除できるものとします。

- ① 利用者やその家族等からの、暴力・暴言・脅迫・威嚇・大声・セクシャルハラスメント
- ② 利用者やその家族等からの、過剰な不合理・一方的な要求。優越的な関係を利用した要求、要求の繰り返し、
- ③ 利用者やその家族等からの、合理的範囲を超える時間的・場所的拘束。悪質・不当・長時間の拘束・不必要な長電話・迷惑電話。
- ④ 利用者やその家族等からの、名誉棄損・誹謗中傷・いじめ・いやがらせ・差別・見返り・金品の要求等。
- ⑤ パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・カスタマーハラスメントなどの、全てのハラスメント行為。
- ⑥ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

【9. 虐待の防止について】

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 中庭 真帆
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

【10, 身体拘束について】

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- ② 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- ③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

【11. 秘密の保持と個人情報の保護について】

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ol style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------------	--

<p>②個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>
---------------------	---

【12, 身分証携行義務】

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

【13, 心身の状況の把握】

訪問看護の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとしします。

【14, 業務継続計画の策定等について】

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

【15、 衛生管理等】

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成します。
- ⑤ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

【16、 苦情処理の体制及び手順】

- ① 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握する為、必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。
- ② 相談担当者は、把握した状況を管理者と共に検討を行い、時下の対応を決定します。
- ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容も、その旨を翌日までには連絡致します。)

【17、 サービス提供に関する相談・苦情についての窓口】

【事業者の窓口】	所在地：兵庫県川西市南花屋敷2丁目3-2-101 ハナヤシキビル2 電話番号：090-7799-2187 受付時間：午前9時～17時(月曜～金曜日) (時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡いたします。)
----------	--

【18、 事故発生時の対応方法について】

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合

- ① 利用者および家族、関係市区町村に速やかに連絡を行い、必要な措置を講じます。
 - ② 訪問看護のサービス提供に伴い、事業者は下記損害賠償補償制度に加入します。
 - ③ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じます。
- なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	賠償責任保険

【19、 緊急時の対応方法について】

(1)サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【緊急連絡先】 (家族等)	氏 名： 続柄： 住 所： 電 話 番 号： 携 帯 電 話：
【主治医】	所属医療機関名称： 利用者の主治医： 所在地： 電話番号：

(2)緊急に看護に関する意見やサービス提供が必要になった場合

緊急時の連絡先について

1)営業時間内:9:00~17:00(※月曜日~金曜日)

TEL:090-7799-2187

2)営業時間外:17:00~翌朝 9:00 (※土日祝含む)

※ 時間外の対応については別途同意書を頂き対応となります。

(基本的に事前に同意書にて申し込みが必要です。事前同意書が無い場合の対応致していません。)

【20, 重要事項説明の年月日】

上記内容について、老人保健法に基づく、老人訪問看護事業及び、医療保険各法に基づく訪問看護事業の規定に基づき説明を行いました。

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

事業者	所在地	〒666-0026 兵庫県川西市 南花屋敷 2 丁目 3-2-101 ハナヤシキビル 2	
	法人名	合同会社希乃実	
	代表者名	中庭 真帆	印
	事業所名	希乃実訪問看護ステーション	
	説明者氏名		印

上記内容説明を事業者から受け、内容について同意し重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印